

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2016(平成28)年7月15日(金) No.127

<発信者>社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>
(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録(1頁) : (2016年6月1日～)
- * おもな動き(2頁) :
 - ・来春採用職員選考
 - ・佐倉市内の社会福祉法人代表者会議
 - ・人事
(職員状況:2016年6月中)
- * 現場の内外で(3頁) :
 - ・視障センターで事業所公開イベント
 - ・《郷土料理シリーズ》
 - ・42回目の訪問
- * 情報&ニュース(4頁) :
 - ・塩崎厚労相「地域共生社会で横断型サービスを」
 - ・法人制度改革の“実施要領”発出
- * マイタウン(5頁) :
 - ・こども・家庭・学校・学童保育所
- * 三代目燈台守(6頁) :
 - 社会福祉法人制度改革・われわれの出番

▽日誌抄録(2016.6.1～)

月/日(曜)	記事
6/1(水)	通常国会閉幕/安部首相が来春の消費税率引き上げ延期方針表明
5(日)	関東地方梅雨入り
13(月)	運営会議(月次報告:視障センター研修室)
15(水)	県民の日
18(土)	山王自治会役員会(グループホーム計画概要説明)
21(火)	佐倉市社会福祉法人代表者会議/夏至
22(水)	2017年度職員採用選考/参議院議院選挙公示
24(金)	イギリス、国民投票で欧州連合(EU)離脱を選択
27(月)	運営会議(本部第1会議室)
30(木)	職員研修会(虐待防止と権利擁護、千田ホール)
7/1(金)	辞令交付(昇格、異動)
2(土)	バングラデシュ・ダッカでイスラム教過激派による人質事件、邦人7人犠牲に
10(日)	参議院議員選挙・投開票日(満18歳以上に選挙権拡大)
11(月)	運営会議(月次報告:視障センター研修室)

梅雨明けも近いと思われませんが、この分だと水不足が心配です。ITが日常生活の隅々にまで進出している時代ではありますが、やはり“人知を超える”自然の力にはまだ打つべき手はなさそうです。「節水」という古典的な手段に頼らざるをえないのが現実。考えようでは、これも人間のおごりを戒めるいい機会になっているのではないのでしょうか。

▽おもな動き

来春採用職員選考

「就活」という言葉はすっかり世の中に定着。公務員や大企業志望組はともかく、卒業学年の秋から冬あたりから、などというのどかな就職活動風景は過去の話のようです。これにご案内のように、福祉・介護系は深刻な超求人難です。それに業界の経営環境の激変という要素も加わり、目下各社会福祉法人の“人手確保戦線異状あり”。

当法人もこのところ募集・選考時期を早め、今年は6月22日からスタートしました。これから何度かに渡って選考を重ねていくこととなりますので、本件に関する情報は、ホームページをご覧ください。経営企画室（Tel.043-484-6391）まで。

佐倉市内の社会福祉法人代表者会議

社会福祉法人は、役割を「地域福祉の担い手」と再定義され、地域社会における「公益的取り組み」への期待も寄せられているところです。佐倉市内には、保育所や高齢者、障害者の福祉サービスを提供する事業者として、26の社会福祉法人があります。これらの法人に対して、佐倉市社会福祉協議会からの呼びかけで、6月21日（火曜日）、「佐倉市社会福祉法人理事長会議」が開かれました。その席では、佐倉市内に事業所を置く社会福祉法人による協議会（仮称・佐倉市社会福祉法人の未来をつくる協議会）の設立について提案され、発起人から設立趣意書案について説明があり、正式の発足に向けて協議され、出席者の賛同を得られました。

この新たに設立される組織は、「社会福祉法人経営者が連絡提携して、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人等にかかわる基本的問題を調査し、かつ、その実践をはかり広く関係者に供し、社会福祉の発展に寄与すること」を目的に掲げています。多様な事業主体（株式会社、NPO法人、医療法人など）が参入し、福祉・介護サービス業界は、社会福祉法人同士でさえ“生き残り”をかけた競合関係にあります。しかしこの取り組みを通じて、社会福祉法人としてのあり方を共有し、地域社会において“らしさ”を発揮することができれば、市民からもより一層の信頼を獲得できると思います。

人事

7月1日付けで下記のような人事を発令いたしました。

常務理事	吉田 信之（地域福祉事業部長兼務）
経営企画室長	片野 明美（ルミエール施設長より）
ルミエール施設長	池田 浩一（めいわ施設長より）
めいわ施設長	横川 民夫（佐倉市よもぎの園所長より）
リホープ施設長	安部 一義（はちす苑施設長より）
はちす苑施設長	西原 弘明（経営企画室長より・高齢者福祉事業部長兼務）
佐倉市よもぎの園所長	中川 光男（リホープ施設長）
ワークショップ四街道所長	川崎 弘（視障センター副所長兼務）

■職員状況 (2016年6月中)

* 採用：4（パート4）
* 退職：2（パート2）
* 2016年6月30日現在：職員現員374人
（正職164・サポート又は常勤嘱託42・パート又は非常勤嘱託168）

▽現場の内外で

視障センターで事業所公開イベント

福祉施設を地域住民に開放して理解促進をはかるイベントとしては、法人では「愛光秋まつり」がおなじみになっています。視覚障害者総合支援センターちば（視障センター：四街道市四街道）では、これまで利用者やボランティア対象のイベントを企画・実施してきましたが、今年からより広く多くの方にも参加していただける「地域公開イベント」を開催することといたしました。

イベントの名称は『わくワークちばてんフェスタ 2016』

9月16日（金）：開会式・ボランティア顕彰／文化講演会（高橋秀治氏）／見えにくい人のための情報支援機器活用セミナー

9月17日（土）：バリアフリー映画会「ベイマックス」（音声ガイド付き映画上映）／利用者・家族交流会（上記のほか、館内において点訳・音訳体験、相談コーナー、模擬店、スタンプラリーなどを予定）

《郷土料理シリーズ》

年齢を重ね、あるいは故郷を離れて長くなると、育ち盛りごろのことが懐かしく思い出されるものです。老人ホームに入居・利用されている方がたには、千葉県出身者が多いのは当然ですが、かつて就職や結婚を機に首都圏に移り住み、あるいは高齢期になって息子さん、娘さんの家族と同居のためやってこられた方も珍しくありません。いずれにしても思い出すことがたくさんあるなかで、かつて親しんだ「味」についても格別のものがあることと思われまます。

ホームの献立づくりに日夜四苦八苦している管理栄養士に、ケアスタッフから「ふるさとの味」を提供してみたら、という提案がありました。今日ではわれわれは大げさに言えば毎日のように、全国各地の名産を口にしてはいますが、流通も食品の保存技術も未発達であった時代は、「地産地消」が当たり前でした。それゆえその地域独特の食事文化（郷土料理）も生まれました。野菜、鮮魚、肉、果物の種類も北と南では大違いです。

…そんな次第で、早速6月15日の「千葉県民の日」にあやかって、まずはここ地元の特産品を素材に、「いわしのつみれ鍋」「ピーナッツと小松菜の和え物」、そしてこの季節の房州特産品といえば、デザートに「びわ」を用意してみました。

「千葉の名産と言えば金目鯛でも出せたらいいんだけどね…」

という声もありましたが、とにかく「郷土料理シリーズ」が今後どのように展開していくか、入居者・利用者の反応とともに、大いに注目しています。

42 回目の訪問

毎年6月のルミエール・めいわ・リホープ合同行事は「光和会（こうわかい）のど自慢大会」。1994年（平成6年）移転以前、稲毛に施設が所在していた時代からの、いまやもっとも古くからのボランティア活動のひとつです。移転前は「愛光学園」「明和園」「啓明園」という、その時代を知る人も少なくなってしまう旧施設合同での開催でした。

数えて今年なんと42回目。参加した利用者のなかにも初回のころを知っている人もいて、当然のことながら「懐メロ」が主体ではありましたが、童謡や演歌など、熱演する利用者の歌声に伴奏を合わせていただくあたりもすっかり手慣れたもの。今年はルミエールからの出場者が「優秀賞」を手にして、満面の笑みでした。

▽情報&ニュース

塩崎厚労相「地域共生社会で横断型サービスを」

社会福祉法改正案成立、さて次の政策の重点…は地域と社会福祉法人による「横断型サービスへ」…昨年秋の省内プロジェクトチームの提言を受けて、福祉政策のトレンドは、高齢者、障害者、こどもと、「縦割り」で進められている福祉サービスを「横断的に提供できるようにすべき」という大臣発言になって、いよいよ具体化しそうです。

塩崎恭久厚生労働大臣は、6月20日、ゴミ出しや買い物など高齢者らの日常生活に関し、地域住民による支援を制度化する方針を明らかにしました。支援体制をつくった社会福祉法人などに対し、介護報酬の増額措置を講じるとともに関連法改正を検討するそうです。そして、特に注目すべきは、併せて、障害者らも含めて地域で支え合う必要性を指摘している点です。つまり政府が目指す「地域包括ケア」に、障害者やこどもを含めるべきという着地点が共通理解になりはじめているということです。具体的には、障害者が介護施設を利用できることにもなりそうです。(以上、毎日新聞6月20日記事より)

この厚労相発言を社説でとりあげているのが読売新聞(7月8日)です。記事では、住民が助け合って暮らす「地域共生社会」の実現へ向け、塩崎厚労相を本部長とする推進本部を近く厚生労働省内に設置し、2018年度の介護報酬改定も念頭に、住民主体の取り組みを後押しする具体策を検討する、と伝えています。

こうした施策が打ち出される背景には、団塊世代が75歳以上に達する2025年問題への備えという面があります。何しろ介護保険の費用が倍増する見込みとされ、「制度を維持するには、重度者への専門的サービスに重点化していくことは避けがたい」とも指摘しています。つまり、重度者以外はサービスの対象外としていく方向で、その「公的制度で賄えない部分を地域共生社会によって補う」ということなのです。

これは社会保障費抑制策を「一億総活躍」というスローガンによって批判の矛先をかわそうとしている、とみるのは考え過ぎでしょうか。

それに、読売新聞の社説ではそこまで立ち入って論評していませんが、この「地域共生社会」構想というビジョンには同意する人は多いと思うのですが、その実現のために「介護保険と障害福祉サービスの報酬をそろえる」という方針も示されていると聞けば、それはかねてより論議になっていた介護保険制度と障害福祉サービス制度の「統合」にほかなりません。この点に関しては、従来より障害者団体が強く反発してきたところです。ぜひとも納得のいく説明と時間をかけた論議を望みたいと思います。

法人制度改革の“実施要領”発出

本年3月31日に成立した社会福祉法改正案は、既に一部施行され、改革の「本丸」とされる経営組織のガバナンスの向上、財務規律の強化に関する部分は、これから行政通知が出され、いわば実施要領にあたるものが示されることとなります。社会福祉法人関係者としては、それがどのような内容になるか、固唾をのんで次の情報を待つ心境です。

そのさなか、正式の通知ではなく「事務連絡」という形式で「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」(2016年6月20日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)という文書が示されました。今回の法改正によって、評議員、評議員会の役割や位置づけ、権限や義務が大きく変わり、責任も重くなります。その選任基準は基本のところは示されていますが、各法人の伝統や特色を発揮するにはどうしたらよいか、という思いもあります。3月までに新体制を発足させねばならず、これから評議員会、理事会で検討していくこととなります。

▽マイタウン

こども・家庭・学校・学童保育所

こども向けの地域の福祉施設、保育所、児童厚生施設（児童センター）、学童保育所も、最近では「子育て支援」のサービスと表されることがもっぱらです。そこからは元気に遊びまわるこどもたちの姿が目に見えます。しかしそこはあくまで「福祉施設」なのです。かつては「養護に欠ける」などとも言われましたが、制度上は家族の機能を補う役割が期待されていることを、われわれは忘れてはならないと思っています。

さて、佐倉市南部地域には7か所の学童保育所があり、愛光が指定管理者として3年目になります。登校時間に「行ってきまーす！」と家の玄関を出て、下校時には「ただいま！」と家族のもとに帰宅する…これを「普通の姿」と言えば、いまのこどもの実情を知らない不用意な発言ということになります。学校以外のこどもの居場所は主として家庭になりますが、こどもを見守る家族が働きに出ていたり、その他の事情でこどもの世話をできないケースが増えていることはご承知のとおりです。以前「鍵っ子」という言葉で共働き世帯のこどもをそう呼んでいました。これも社会の変化、こどもを一人にしておくことのリスクなども増えて、ますます学童保育所のニーズは高まっているようです。

学童保育担当者から、こんな声が上がっています。

*

《学童保育のスタートは、こどもたちが「ただいま！」と学童保育所の扉を開けた瞬間にはじまる。しかし本来保護者や学校が担うべき役割まで、学童保育所に求められている現状がある。ある学童保育所では、保護者に代わって「学童」の職員が学校から呼び出されて「引き渡し訓練」に参加したり、また別の所では、「学童」職員が下校時に学校に迎えに出向くこととされている。学校側の考え方や以前からの“踏襲”であったりする。「そんなちょっとしたこと、学校に協力したらいいじゃないか」と言われるかもしれない。しかし、保護者・学校・学童保育所の役割があいまいにされ、本来あるべき関係がおろそかにされている。明確にしておかないと、災害発生時、緊急時の対応に混乱が生じ、不測の事態を招きかねないと思う。市役所の担当課（子育て支援課）とも協議して、こどもたちの生活の安全・安心の切れ目ない体制づくりが図られることを願う》

*

《愛光が所管する7学童保育所中、3学童保育所で「定員オーバー」状態だ。

- 寺崎学童保育所：定員 60→在籍 62
- 和田学童保育所：定員 15→在籍 28
- 根郷学童保育所：定員 55→在籍 79

これらの学童保育所では、面積自体が狭く、雨天で室内に全員がいるときなど、息苦しさを感じるほど。また建物を共用している公民館のスペースを借りてなんとかしのいでいる例もある。

この地域で「待機児童」という不名誉はあってほしくないのも、利用希望があればお断りせずに受け入れていきたいと思う。ただ日々の利用率も高く、定員オーバーという不適切な状態も心苦しい。担当課や学校の理解と協力によってやりくりしてはいるが、指定管理者としての対応にも限界がある》

社会福祉法人制度改革・われわれの出番

わが業界の“憲法”にあたるのが社会福祉法である。現場の従事者にはあまり関係ない、などというなかれ。自動車の運転免許証所持者にとって道路交通法を「関係ない」といえるか。もっとも社会福祉法はサービス提供上のルールが書いてあるわけではない。だが自分の勤め先が“ブラック企業”かどうかを判断する基準が示されているといえ、この法律に無関心ではいられないだろう。

その“業界憲法”の改正案がこの3月末に国会で成立した。安保法制ほど話題にもならず、関係者の間でさえ活発に議論されたとは言いがたい4年あまりかけての決着だった。

われわれの仕事は「福祉サービスの提供」である。しかしサービス業とは言え、お金持ち向けの超豪華サービスがあったり、生き残りをかけた“値下げ競争”を繰り広げるような業界でもない。公定価格が設定され、サービスの質に関する「最低基準」の遵守が法律で定められている“規制だらけ”のサービス業である。その点で学校教育や健康保険で受診する医療と似ている。それが税金や保険料などの国民負担により支えられているからである。

ところで、さきほどブラック企業の例を持ち出したが、今回の法改正に至った背景には、福祉業界に長年巣食う“ブラック法人”を駆逐しようという大義名分があった。世襲・同族経営、個人資産であるかのように法人を私物化する経営者、「内部留保」という名の“蓄財”、不透明で不正な会計処理…等々がさんざん告発された。それゆえの改革となった。

こんな場合に決まってこう言われる。

「一部の不心得者のために、大半の真面目にやっている人まで疑われ、迷惑している」

社会福祉法人の違法・不正な行為を正す仕組みとしては、役員中の監事の存在、行政による定期的な監査、第三者委員や第三者評価の制度もある。だがそれでは不十分、という

ことらしい。つまり、福祉をやる人は例外なくいい人、という性善説に基づいて、自主性を尊重されてきた歴史について幕が下りたということだ。

今回の法改正で社会福祉法人に法的強制力を伴って求められることになったのは次の点である。

- 経営組織のガバナンスの強化
- 事業運営の透明性の向上
- 財務規律の強化
- 地域における公益的な取組の責務

ある意味ではすべてのもっともなこと。裏返せば、あれをするな、こうしろと「そこまで言うか」と毒づきたくなる。しかし肯定的にみるなら、「福祉経営の三権分立」の構図がわかりやすくなったと評価したい。

すなわち、「立法」にあたるのが、役員の選任・解任権限を持ち、事業運営の基本ルールづくりの議決機関と位置づけられた評議員会。「行政」にあたるのが、評議員会で承認された方針に基づいて日常の業務執行を担う理事会と現場組織、「司法」はその適正度をチェックする監事や会計監査人（監査法人）となる。これを“絵に描いた餅”とせず、実質的に機能させることができるかどうか、今後はそれが問われる。

われわれ愛光は制度発足（1951年）から4年遅れの1955年のスタートで、ほぼ社会福祉法人の歴史とともに歩んできた古い法人だ。だが業界内では「改革」に人一倍敏感に反応してきた法人でもあると思う。その取り組みの延長線上にあるのが今回の社会福祉法人制度改革だと受け止めれば、うろたえる必要はない。最近では社会福祉法人には「地域福祉の中核的な担い手」という地位を与えられている。事業展開の方向としてそこに照準を合わせてきた愛光である。そう考えれば、今まさにわれわれの出番である。

（法澤 奉典・のりざわ とものり）